

災害時における空調設備等の応急対策の協力に関する協定書

石川県（以下「甲」という。）と（一社）石川県冷凍空調設備工業会（以下「乙」という。）は、石川県内において災害時における空調設備等の応急対策の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時における空調設備等の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときに必要な基本事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、指定避難所等及び防災拠点となる施設（災害拠点病院、消防署、警察関連施設及び市町村庁舎等）における応急対策業務が必要と認めるときは、乙に対して協力を要請するものとする。

2 指定避難所等を管理する市町及び防災拠点となる施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）から甲への申請は、様式第1号に定める文書又は口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、速やかに文書で要請するものとする。甲から乙への要請は、様式第2号に定める文書または口頭で行うものとし、口頭で要請を行う場合は、速やかに文書で要請するものとする。

（協力の内容）

第3条 応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 可動式空調機器（スポットエアコン、大型扇風機、温風器等、施設への設置工事を伴わないもの。）の設置
- (2) 可搬式発電機の設置
- (3) 空調設備等の機能回復
- (4) 固定式空調設備等の設置
- (5) その他必要と認める業務

（協力の実施）

第4条 乙は、乙の会員事業者（以下「会員事業者」という。）との調整等により協力体制を構築するとともに、第2条の規定に基づき、甲から協力を求められたときは、可能な限り要請事項を実施するための必要な措置をとるものとする。

2 乙は、前項の措置の状況を甲に様式第3号に定める文書又は口頭で回答するものとし、口頭で回答を行う場合は、甲に対して速やかに文書で回答するものとする。甲は、様式第4号に定める実績報告書により、要請のあった防災関係機関等に応急対策業務の内容を報告するものとする。

（費用負担）

第5条 この協定に基づく第3条の応急対策業務の実施に要する費用は、乙の協力を受けた者の負担とする。

2 前項の費用の算出については、災害発生直前の適正な価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の有効期間は、締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙からの特段の意思表示がないときは1年間この協定を継続するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第7条 この協定に定めのない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成30年5月29日

甲 石川県

石川県知事

谷幸正憲

乙 石川県金沢市専光寺町ニ31番地

一般社団法人石川県冷凍空調設備工業会

理事長

水口正秋